指定出資法人への人的関与の報告について

今回の報告対象(1法人1ポスト)

■ 『大阪府住宅供給公社』

人的関与ポスト:<u>副理事長(常勤)</u> R6年4月以降、 一時的に法人への人的関与を行わない

(理由)

本ポストは、当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していること等から、府の人的関与の必要性が認められている。府において人選を進めてきたものの、法人内部に役員を担える人材が存在すること等から、法人との調整の結果、令和6年4月以降、一時的に副理事長ポストへの府関係者の推薦は行わないこととする。

(令和6年4月以降の常勤役員体制)

現行	
理事長	関与ポスト
副理事長	関与ポスト
常務理事	公募により就任



R6. 4~	
理事長	関与ポスト

常務理事	公募により就任
<u>常務理事</u>	公社職員から登用

※「人的関与の再点検に関する意見書(『大阪府住宅供給公社』)」(R4.8)

当該法人は、約21,400戸の公社賃貸住宅の管理・運営、府営住宅約117,000戸の計画修繕業務等を行うなど、良質な住宅、住環境の供給を行うという府施策を補完する役割を担っている。(令和3年度末時点)

約1,300億円の借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も約300億円と膨大であるため、公社債権の格付け(AA – 安定的)の維持及び計画的な発行、公社賃貸住宅ストックの有効活用や、更なる住宅稼働率の向上等、財務基盤の強化に取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。

今後は、公的賃貸住宅の管理戸数縮減への取り組みが予定されており、当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まえると、こうした取組を進めるに際しては、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は一定認められる。